

介護職員等処遇改善金支給規程

(総則)

第1条 この規程は、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善加算制度に基づいて行なうものであり、指定介護保険事業の介護等に携わる従事者の処遇改善にともなう介護職員等処遇改善加算額の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護職員等処遇改善加算額支給対象者は、介護職員等処遇改善加算制度の対象職種職員で介護職員は週18H以上勤務、その他の職種職員は正職・常勤(フルタイム)職員者とする。

(介護職員等処遇改善加算額の支給について)

第3条 毎年4月1日を起算日とし、加算計画を上回る賃金額を、対象月給者に処遇改善手当及び年2回の処遇改善一時金として支給する。時給者には時給手当として毎月支給する。但し3月末時点で賃金支給が加算額を下回る恐れがある場合3月に一時金を支給する場合がある。

(経過措置・支給額)

第4条 令和6年度介護報酬改定において、「処遇改善加算」、「特定処遇改善加算」、「ベースアップ等支援加算」の3種類が『介護職員等処遇改善加算』に一本化されました。処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることに成りました。当施設では経過措置として7年度上半期までは7年3月15日時点で在籍者且つ65歳までの嘱託雇用者は、給与処遇改善手当として現状の支給金額(別表1)を維持することとし、7年度下半期から新人事制度(ポイント制評価)を導入し、給与処遇改善手当も賞与と同様に人事評価により支給額を算定することとなりました。

(キャリアパス要件)

第5条 職位、職責及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、給与規程及び人事規程に定める。

(評価、支給額の見直し)

第6条 新人事考課制度により毎年上期、下期に対象職員を評価し加算額の収入額を参考に支給額を算定する。

(支給期間)

第8条 介護職員等処遇改善加算額の支給期間は、介護職員等処遇改善加算制度の実施期間とする。

(支給日)

第9条 処遇改善金は給与支給日に処遇改善手当として支給する。

2. 介護職員パートタイム時給者は月手当ではなく時給手当として支給する。
3. 一時金は支給日に在籍する者のみ支給する。

(欠勤、休業者等)

第10条 欠勤控除、遅早控除、休業、休職は通常の手当と同じ扱いとする。他この規定にない場合も同じ扱いとする。

2. 正職、常勤者で育児休業取得後の短時間勤務は勤務時間で按分した金額を支給する。

(職員への周知)

第11条 介護職員等処遇改善加算額支給対象者に、説明を実施し周知を図る。

1. 加算算定非対象サービス専従従事者は対象外、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援
2. 常勤者で育児休業取得後の短時間勤務は勤務時間で按分した手当金を支給する。

(別表1) 7年3月15日時点

旧区分	7年3月15日	7年度上半期
A-1	67,000	10年以上勤務 介護福祉士 正職
A-2	57,000	他社合算10年以上勤務 介護福祉士正職・常勤
B-1	52,000	10年未満勤務 介護福祉士 正職
B-1	48,000	10年未満勤務 介護福祉士 常勤
B-2	43,000	10年未満勤務 介護職員 正職
B-2	41,000	10年未満勤務 介護職員 常勤
C-1	13,000	介護職員以外の職員 正職 月給並常勤
C-2	8,000	介護職員以外の職員 常勤
S	個別に対応した額	年収440万以上の対象職員で従来の処遇改善金対象外だった職員
パート	時給 120	介護職員パート 週18H以上勤務者
D	20,000	65歳以上嘱託・常勤介護職員

令和7年3月16日以降入社介護職員 (正職・常勤)

F-1	43,000	介護職員 正職・常勤 夜勤と土日勤務している職員
F-2	40,000	介護職員 正職・常勤 夜勤か土日勤務どちらか勤務している職員
F-3	37,000	介護職員 正職・常勤 夜勤・土日両方勤務していない職員

(付則) 令和元年 10 月 1 日施行

令和2年 9 月16 日改定

令和3年10月16 日改定

令和4年 9 月16 日改定

令和5年9 月16 日改定

令和6年6 月1 日改定

令和7年3 月16 日改定